

令和3年11月6日（改定）

【小中台剣友会】稽古継続のための感染予防ガイドライン

小中台剣友会

全日本剣道連盟により、「稽古再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」が改訂され、令和3年6月21付けで「対人稽古に関する感染予防ガイドライン」が示されました。これに伴い、小中台剣友会でも「対人稽古再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」を改訂し、「稽古継続のための感染予防ガイドライン」を策定することとしました。ただし、状況は依然として流動的であり、今後逐次当該ガイドライン・稽古計画の見直しがあり得ることをご理解ください。

稽古の実施に当たって

- 稽古を再開するに当たっては、千葉県・千葉市・千葉県剣道連盟・千葉市剣道連盟・小中台小学校の方針を遵守する。
- このガイドラインは、当会ホームページにて公開し、稽古継続に伴う感染症対策につき内外の理解を得ることに努める。

稽古を始める前に

- 自宅との往復時はマスクを着用する。
- 体調管理を徹底する。
 - ・稽古前に自宅にて検温を行い、発熱がある場合は稽古を見合わせる。
 - ・咳、咽頭痛、倦怠感・胸部の不快感・息苦しい症状その他の体調に異常がある場合は稽古を見合わせる。
 - ・直近2週間で平熱より体温が高いなど、風邪の自覚症状がある場合は稽古を見合わせる。
 - ・味覚・嗅覚異常など、新型コロナウイルス感染の可能性の症状がある場合は稽古を見合わせる。
 - ・感染が疑われる者と接触した場合は稽古を見合わせる。
 - ・基礎疾患を有する者は、稽古参加に関し主治医の了承を得たうえ、会長に報告する。
- 体育館入館前に検温および消毒液による手指の除菌を行う。
- 着替えは原則自宅で行う。更衣室を使用する場合は、交代で使用する。
- 児童生徒による雑巾がけは行わない。モップにて床の清掃を行う。モップ掛けの際は手袋を着用する。

- 共用部分（ドア把手・蛇口・トイレレバー・洗浄ボタン・照明スイッチ等）の消毒を行う。消毒作業は保護者が行い、手袋を着用する。

稽古に当たって

- 立礼により開始する。座礼は行わない。
- 整列時の相互間隔を保持する。
- 準備体操、素振り等は、原則一列となって同じ方向を向き、向かい合わない。
- 2列以上になる場合はおよそ2mの距離を取る。
- 体育館に入館する者はマスクを着用する。
- 稽古時の発声は正しく行う。
- 稽古時、元立ち間の間隔は2メートル以上とする。
- 休憩時間中はマスクを着用する。過度な接触は避ける。
- マスクは鼻を覆って着用する。
- 稽古時に使用するマスクは、通気性の良いものを推奨する。
- 保護者観覧の際は十分な間隔を空ける。マット使用不可。
- 保護者は常に連絡可能な状態にしておく。
- 換気を徹底する。
窓の開閉は原則保護者が行い、児童生徒が行う場合は保護者がこれを監督する。窓枠等に触れる際は手袋を着用する。
- 兄弟姉妹を待機させる場合は、他人との間隔を保つ。
- 稽古中に体調の異変を感じた場合は直ちに帰宅する。
- 熱中症の発生を防ぐため、全日本剣道連盟による「対人稽古に関する感染予防ガイドライン」を遵守する。

稽古の後に

- 立礼により終了する。座礼は行わない。
- 剣道具は洗濯・除菌により清潔を保つ。
- 稽古後は消毒液により手指の除菌を行う。
- 共用部分（ドア把手・蛇口・トイレレバー・洗浄ボタン・スイッチ）の消毒を行う。消毒作業は保護者が行い、手袋を着用する。

感染が判明した場合

- 稽古の参加者（観覧保護者・指導者含む）が新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、直ちに会長へ報告する。会長はこれを学校およびスポーツ振興課および千葉市剣道連盟へ報告する。ただし、個人情報の取り扱いには十分注意する。

- 発症者もしくはその疑いがある者があった場合は、最低2週間の稽古中止期間を設ける。

その他

- 用具の貸し借り・共用はしない。
- 出稽古を受け入れる場合は、十分な感染症対策を講じる。受け入れ可否については、執行部にて検討のうえ決定する。
＜出稽古受け入れ条件＞
 - ・受け入れ人数は指導者・引率者・見学者等を含め20名までとすること。
 - ・当会における感染症対策を順守すること。
 - ・事前連絡をすること。
 - ・名簿の提出等により、参加者の氏名・連絡先・目的（練習参加/引率・指導/見学等）を申告すること。
 - ・入館時もしくは稽古中に体調不良者が発覚した場合、該当者は速やかに退出すること。その他の出稽古参加者は会長の指示に従うこと。
 - ・感染者・濃厚接触者があった場合に相互連絡が可能であること。
 - ・主な活動地域における感染状況・行動制限が許容できる範囲であること。
 - ・12歳以上の者である場合、ワクチン接種を推奨する。
- 会の活動として合同練習・大会等に参加する場合は、主催者が十分な感染症対策を講じていることを確認する。参加可否については執行部にて検討のうえ決定する。
- 個人で出稽古等に参加する場合は、感染症対策を徹底する。出稽古等において感染者もしくは濃厚接触者となった場合は、速やかに会長に報告する。
- 合同練習・大会等を主催する場合は、主催者として十分な感染症対策を講じる。主催可否については執行部にて検討のうえ決定する。
- 稽古の時間以外も感染症拡大防止に努める。
- 消毒等で使用した廃棄物は会長が処分する。会長が不在の場合は副会長もしくは役員がこれを代行する。
- 校庭の遊具は利用しない。